

いきいき介護広場



第26号

2008 August
平成20年8月14日



主な内容

介護保険料納入通知書について	2
地域密着型サービスとは?	4
介護予防講座 「認知症 正しく知って、みんなで支えましょう その4」	5
第28回 広域連合議会定例会	6
第4期介護保険事業計画の策定に着手	7

畠できゅうりが採れました♪



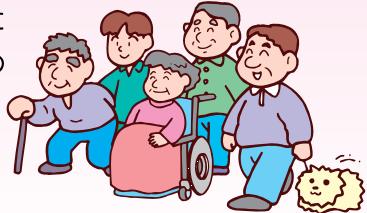
あじさい園(坂井市三国町)にて

平成20年度

65歳以上の方 (第1号被保険者)の 介護保険料 納入通知書は 届きましたか?

平成20年度の保険料は平成19年1月から12月までの本人の所得状況、世帯員の住民税の課税状況が確定する6月以降にお知らせすることになっています。納入通知書は7月10日に発送させていただきました。

65歳以上の保険料は構成市(あわら市及び坂井市)で介護サービスにかかる費用をまかなえるように算出された「基準額」をもとに決められました。

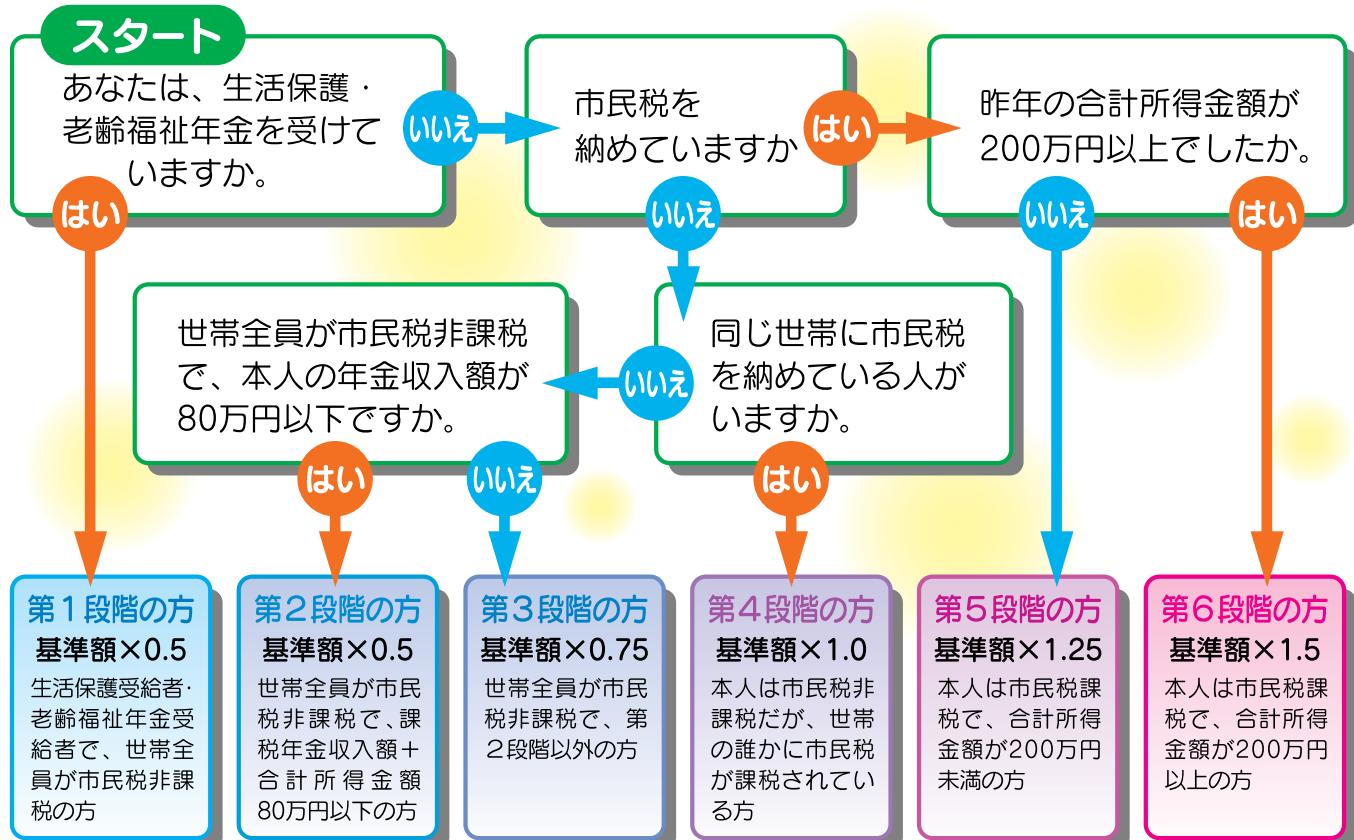


年額保険料基準額 **46,800円**

○上記の「基準額」をもとに所得金額に応じた負担になるよう **6段階の保険料** に分かれます。

○保険料は3年ごとに見直され、これは平成18~20年度の保険料額です。

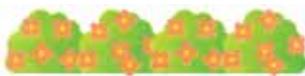
あなたの保険料はいくら?



保険料はいつから納めるの?

保険料は、65歳の誕生日の前日(属する月)の分から納めます。

例 8月1日が65歳の誕生日の方 ⇒ 7月分から納めます。
8月2日が65歳の誕生日の方 ⇒ 8月分から納めます。



年金の「現況届」は忘れずに提出してください。

社会保険庁への「現況届」を出し忘れると、年金が一時差し止めになり、介護保険料の差し引きができなくなるケースがあります。(この場合、納付書で納める普通徴収になります。)

介護サービスを利用しなくても保険料は納めるの? あとで返してもらえるの?

65歳以上の介護保険料は地域の介護サービスをまかなう大切な財源(約19%)になっています。ですから、医療保険と同様に保険料をお返しすることはありません。介護保険料は助け合いの精神にもとづく社会のしくみです。どうぞご理解ください。

保険料の納め方は2種類に分かれています。

特別徴収

年金から直接差し引かれます。

老齢(退職)年金

年額18万円以上の方

※65歳に到達した方や転入された方については、特別徴収に切替わるまでは普通徴収になります。

普通徴収

各市からの納付書によって納付します。

老齢(退職)年金

年額18万円未満の方

※納め忘れのない、口座振替が便利で確実です。

平成20年度の介護保険料の特別徴収は、前年度の2月の保険料を当年度前半(4、6、8月分)の仮徴収額とするしくみから、保険料年額に変更がない場合でも後半(10、12、2月分)の本徴収とでは格差が生じます。

そのため、この格差を是正し、次年度の徴収額が全期を通じてバランスがとれるように変更可能な8月の徴収額を増減して、調整(平準化)を行いました。

納入通知書の内容確認について

介護保険料の徴収方法や金額は、さまざまな条件により各々異なりますので、当連合より発送しました、「介護保険料納入通知書(兼特別徴収開始通知書)」の内容を必ず確認してください。たとえば、例1～3の方の平成20年度の保険料は、年額46,800円(第4段階)ですが、各期に徴収される保険料に差が生じています。

例1 納付書(8回)で納める方の場合

期別	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
保険料	6,200	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800

例2 年金より徴収される方で、各期均等に徴収される場合

期別	4月	6月	8月	10月	12月	2月
保険料	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800

例3 年金より徴収される方で、前年よりも保険料段階が下がった場合

(4～6月の仮徴収期間に多く取り過ぎているので、8月以降で調整される)

期別	4月	6月	8月(平準化)	10月	12月	2月
保険料	12,700	12,700	100	7,100	7,100	7,100

以上のように、各期のみを見比べると、例2や例3の方の保険料が高い印象を与えますが、年(合計)額は3名とも同一となっています。

地域密着型サービスとは?

地域密着型サービスとは、住み慣れた地域での生活を維持するために整備されるもので、坂井地区（あわら市・坂井市）の方だけが利用できるものです。

小規模多機能型居宅介護

介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な居住型の施設で、訪問、通い、宿泊と、利用者の必要に応じて対応できるサービスです。

要介護度	費用のめやす(1ヶ月)
要介護1	114,300円
要介護2	163,250円
要介護3	232,860円
要介護4	255,970円
要介護5	281,200円

要支援度	費用のめやす(1ヶ月)
要支援1	44,690円
要支援2	79,950円

あわら聖徳園	あわら市田中々3-25-7	0776-78-7177
まるおかデイホーム	丸岡町ハケ郷23-19-3	0776-67-7771

認知症対応型通所介護

介護予防認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が食事、入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

●6~8時間利用の場合

要介護度	費用のめやす(1日)
要介護1	9,670円
要介護2	10,710円
要介護3	11,750円
要介護4	12,800円
要介護5	13,840円

要支援度	費用のめやす(1日)
要支援1	8,350円
要支援2	9,340円

※個別機能訓練加算、口腔機能向上加算等の加算があります。
要支援、要介護共通。

湯の町メロン苑デイサービスセンター	あわら市二面42-20	0776-77-1288
アプトケア三国	三国町三国東2-50	0776-60-0105
認知症対応型デイサービスセンターあじさい園	三国町梶49-18	0776-82-5383
ナーシングケアめぐみ	丸岡町西里丸岡6-20	0776-68-0010
長寿の郷デイホームおもいでな	丸岡町ハケ郷22-5	0776-67-8900
きらく塾	春江町江留中9-3-1	0776-51-4165
プライムハイツ春江	春江町針原59-2	0776-51-0400

認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護
グループホーム

認知症の高齢者が共同で生活できる場（住居）で食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

要介護度	費用のめやす(1日)
要介護1	8,310円
要介護2	8,480円
要介護3	8,650円
要介護4	8,820円
要介護5	9,000円

要支援度	費用のめやす(1日)
要支援2	8,310円

※初期加算、医療連携体制加算等の加算があります。
要支援、要介護共通。

ウエルネス木村	あわら市自由ヶ丘2-15-23	0776-73-7788
グループホーム白楽荘みくにの里	三国町梶49-18	0776-82-2243
あかねの里	丸岡町羽崎31-11-3	0776-67-6581
グループホームすいせん春江	春江町西長田15-43-4	0776-72-0222
グループホームさかい	坂井町折戸1-58	0776-72-3422

地域密着型介護老人福祉施設

自宅では介護ができない方が対象の小規模な施設です。

要介護度	費用のめやす(1日)
要介護1	6,570円
要介護2	7,280円
要介護3	7,980円
要介護4	8,690円
要介護5	9,210円

※個別機能訓練加算、重度化対応加算等の加算があります。



長寿の郷	丸岡町ハケ郷22-5	0776-67-8905
プライムハイツ春江	春江町針原59-2	0776-51-0400

認知症 正しく知って、みんなで支えましょう

その4

～認知症を予防するために～

いつも自分でしていたことが出来なくなったり、家族や身近な人から見て、いつもと様子が違う、どこか変だなと思うことがあれば、認知症の初期症状であることも考えられます。

認知症の中には治せるものや、特別な治療が必要なものもあります。早期に発見することは、症状を軽くしたり、進行を遅らせたりするうえでとても大切なことです。

認知症は誰もがかかる可能性のある病気です。「気のせいかな」とそのままにしておかず、早めに医師の診察を受けましょう。

認知症の初期症状をチェックしてみましょう

このテストは、「認知症のごく初期・認知症の始まりの直前・認知症に進展する可能性のある状態」かどうか自分自身で、または家族などが簡単に予測できるようにつくられたものです。下記の症状にあてはまる点数をつけ合計します。

●採点法

■ ほとんどない…0点

■ ときどきある…1点

■ ひんぱんにある…2点

- ① 同じ話を無意識にくり返す
- ② 知っている人の名前を思い出せない
- ③ 物のしまい場所を忘れる
- ④ 漢字を忘れる
- ⑤ 今しようとしていることを忘れる
- ⑥ 器具の説明書を読むのを面倒がる
- ⑦ 理由もないのに気がふさぐ
- ⑧ 身だしなみに無関心である
- ⑨ 外出をおっくうがる
- ⑩ もの(財布など)が見当たらないことを他人のせいにする



●合計点が 0~8点…正常 9~13点…要注意

14~20点…認知症の始まり？医師の診察を受けましょう。

(大友式痴ほう（認知症）予測テストより)



第28回 広域連合議会定例会

第28回広域連合議会定例会が7月16日（水）にあわら市議場で開催され、平成20年度一般会計補正予算（第1号）などの5議案が原案どおり承認、可決、同意されました。

また、議会運営委員会委員長に東野栄治氏（坂井市）、副委員長に丸谷浩二氏（あわら市）が互選されたほか、広域連合監査委員には、高橋博之氏（あわら市）、岡本正義氏（坂井市）が選任されました。

一般質問（要旨）

Q 畑野麻美子議員

① 療養病床削減について

- 1) 管内の介護療養病床の数は？ いつまでに全廃となるのか。
- 2) 管内の医療療養病床の数は？ いつまでにいくつ削減となるのか。
- 3) 今後の対応策は。

② 介護現場における人材不足は深刻な状況である。解決する方策はないか。

A 連合長

- ① 1) 4施設で47病床。平成23年度末には廃止となる。
 - 2) 4施設で74病床。平成24年度末には、目標として3割から4割が削減される見込み。
 - 3) 入所者が引き続き必要な医療や介護サービスを受けられるように、第4期介護保険事業計画のなかで検討していく。
- ② 介護従事職員の待遇改善は、介護サービスの質の向上に不可欠であり、それがひいては施設の評価につながる重要なものです。国・県に対し、介護報酬並びに就労環境の改善に踏み込んだ施策を求めていきたい。

Q 田中千賀子議員

- ① 小規模多機能の現状と課題について
- ② 第4期介護保険事業計画の進捗状況と構成メンバーの公募について
- ③ 在宅介護ヘルパー不足の改善について

A 連合長

- ① 今後の在宅生活支援サービスの中心となることが予想されるため、サービス内容の周知、サービス量の確保に努めていく。

② 今後、介護サービスの見込量、給付見込額等の協議を行い、12月下旬には、計画素案のとりまとめを行ないたい。構成メンバーの公募については考えていよい。

③ 労働力の確保、質の高いサービスの提供に、各関係機関と協議しながら取り組んでいきたい。

Q 永井純一議員

- ① 介護給付適正化事業の取り組み状況はどうか。また、先進事例では、パソコンソフトを有効に活用している導入を検討してはどうか。

A 連合長

- ① 事業者のサービス提供体制の適正化については、本年度中に県と合同で実施したい。パソコンソフトについては、介護給付費実態分析・統計作成支援ツールを検討している。先進事例等を参考にしながら、導入に向け検討する。

Q 牧田孝男議員

- ① 施設整備に関しては、個室・ユニットケア方式を推進してきたが、利用料金が高いことなどの問題点もある。従来の相部屋型と個室型の並行的増床計画にし、利用者の選択肢を増やすべきと考えるがどうか。
- ② 介護保険制度の周知について

A 連合長

- ① ユニットケアの意義や国・県の動向を踏まえると、今後とも施設整備に関しては、個室型が基本となる。多床型（相部屋型）の整備に関しては、今後、第4期介護保険事業計画のなかで検討していく。ただし、利用料金の差については、現状では解消しがたい。
- ② 従来の広報紙等に加え、構成市のケーブルテレビを活用した方法なども検討していきたい。

第4期介護保険事業計画の策定に着手

— 策定委員12人に委嘱状 —

平成12年にスタートした介護保険制度は、9年目を迎える平成21年度から23年度の第4期介護保険事業計画策定に着手しました。

今回は大幅な制度改正はありませんが、第3期計画において設定した平成26年度の目標にいたる中間段階としての位置づけです。



第4期介護保険事業計画の策定にあたり、第1回の会合が平成20年5月22日(木)に開かれ、医療・保健・福祉の関係者、被保険者及び学識経験者など12人の方が委嘱されました。委員長に地域包括支援センター運営協議会代表の野村健一氏、副委員長には介護保険事業者ネットワークさかい代表の尾崎司氏が選出されました。

今後、12月までに介護サービス量等の最終見込み値を取りまとめ、平成21年2月に議会へ報告、3月に県へ提出する予定です。

第4期介護保険事業計画策定委員会委員名簿

(順不同、敬称略)

氏名	住所	団体・役職名等	備考
汐見俊一	あわら市	坂井地区医師会	
新家信行	あわら市	坂井地区歯科医師会	
八木正仁	坂井市	ケアマネSAKAI	
山崎富美恵	坂井市	第1号被保険者	
尾崎司	坂井市	介護保険事業者ネットワークさかい代表	副委員長
伊藤聖一	坂井市	介護保険運営協議会代表	
野村健一	坂井市	地域包括支援センター運営協議会代表	委員長
西岡紀夫	坂井市	介護保険広域連合議会副議長	
村田実		県坂井健康福祉センター所長	
坂本典子	あわら市	住民代表(第2号被保険者)	
坪井眞司	坂井市	住民代表(第2号被保険者)	
多田盛一	坂井市	住民代表(第2号被保険者)	

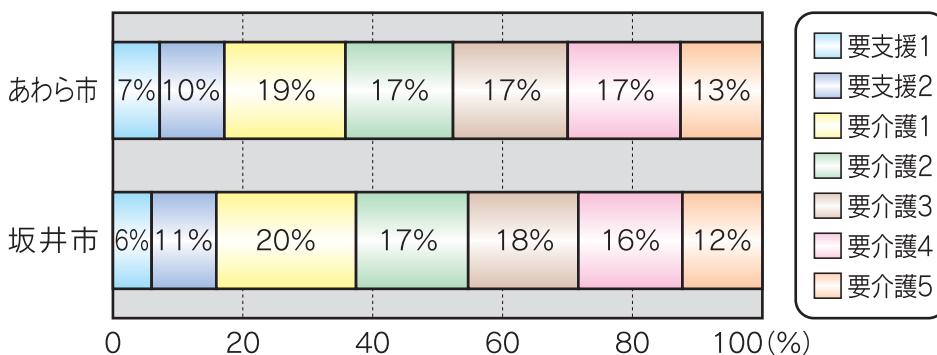
介護保険事業者ネットワークさかい総会

「介護保険事業者ネットワークさかい総会」が5月29日（木）に坂井市坂井地域交流センターいねすにて開催され、福井県長寿福祉課高島課長、橋本広域連合長を来賓として迎え、あわら・坂井市の44事業所が出席しました。

総会後に開催した症例発表会では、介護保険事業関係職員86名が参加、サービス提供に関する各事業所の取り組みに熱心に耳を傾けていました。



要介護等認定者数の状況(平成20年6月末日現在)



	あわら市	坂井市	計
要支援1	82	197	279
要支援2	116	329	445
要介護1	209	641	850
要介護2	188	543	731
要介護3	185	557	742
要介護4	196	490	686
要介護5	149	391	540
計	1,125	3,148	4,273

介護保険料の納期限は

- 第2期 平成20年 8月25日(月)
- 第3期 9月25日(木)
- 第4期 10月27日(月)
- 第5期 11月25日(火)
- 第6期 12月25日(木)
- 第7期 平成21年 1月26日(月)
- 第8期 2月25日(水)

※納期限までに納めましょう。

■普通徴収の方は確実な口座振替を利用してください。
毎月金融機関へ足を運ぶ手間が省け、大変便利です。

口座振替依頼書(あわら市役所及び坂井市役所に用紙があります。)に必要事項を記入し、依頼する口座のある金融機関に提出してください。



編集後記

残暑お見舞い申し上げます。
4月の人事異動により、8月発行の第26号より広報誌の担当になりました。
温故知新、過去の誌面を眺めてみましたところ、平成12年3月からという、そう長くはない期間ではありますが、少なからずこの「いきいき介護広場」にも歴史のようなものが感じられました。

今後ともよりよい広報誌づくりに精進して参りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。そして、これも何かの縁でしょうか、私の誕生日は8月の26日であります。(S)